

誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業実施要綱

令和6年4月26日

6産労観受第21号

令和7年4月1日一部改正

6産労観受第880号

令和8年4月1日一部改正

7産労観受第937号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者や高齢者等が、東京の豊かな自然の中で安心して観光を楽しめる環境を整備するために行う、「誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業」(以下、「本事業」という。)の実施について基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 本事業における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験型観光とは、アクティビティを通じ、自然を体験する観光(スタンドアップパドルボード、ユニバーサルキャンプ、トレッキング、バリアフリービーチ、スノーケリング、ラフティング、カヌー等)のことをいう。
- (2) 誰もが楽しめる自然体験型観光とは、障害者や高齢者等が、専用の器具等の活用や専門的知識を有する者によるサポートにより楽しむことができる自然体験型観光のことをいう。
- (3) 自然体験型観光提供事業者とは、以下の条件をすべて満たすものとする。
 - ① 自然体験型観光のプログラムについて、今後都内で企画、造成又は運営等を行う意思を有するもの
 - ② 自然体験型観光のプログラムを提供するために必要な知識や技術を有するもの
- (4) 観光協会等とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする団体で、かつ市町村又は東京都との連携の下に設立された団体のことをいう。法人格については問わない。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、別に定める交付要綱のとおりとする。

(支援内容)

第4条 知事は、予算の範囲内において、誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業を実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。